

平成28年5月23日
開会 10時00分

○吉田議長

それでは会議に入ります。
ただいまの出席議員は、15名で定足数に達しております。
よって、平成28年第2回宗像地区事務組合議会臨時会は成立了いたしましたので、
ここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付しているとおりであります。
これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、1番 吉田剛議員、
2番 吉水議員を指名いたします。
次に入ります。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。
(意義なしの声)
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りといたし決定いたしました。

日程第3「諸報告」に入ります。
谷井組合長。

○谷井組合長

5月21日から組合長として引き続き、組合運営を行って参る所存でございますので、
よろしくお願いを申し上げます。
本日は平成28年第2回宗像地区事務組合議会臨時会の開催をいたしましたところ、
忙しい中、議員の皆さんにおかれましては、御出席をいただき誠にありがとうございます。

初めに、この度の熊本地震において、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災者の皆さまに心よりお見舞を申し上げます。

当組合におきましても、宗像地区消防本部から緊急消防援助隊として、消火隊、救急隊、後方支援隊の合計 3 台を、4 月 15 日から 27 日までの 13 日間、延べ 42 名の消防職員が、現地で災害対応の活動を行って参りました。

また、水道事業におきましては、4 月 1 日から北九州市への包括委託をいたしておりますが、現在まで支障なく、引継ぎがでておりますことを御報告申し上げます。

では、本日の議案を簡単に御説明申し上げます。

議案は 1 件です。

これは予定価格 2,000 万円以上のはしご付消防ポンプ自動車購入に伴い、議会の議決に付すべき財産の取得となることから、関係条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、事務局長から議案の中で説明させますので、よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

以上です。

○吉田議長

次に入ります。

日程第 4 第 27 号議案「財産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

はい。

それでは、第 27 号議案を読ませていただきます。

第 27 号議案 「財産の取得について」次のとおり財産を取得するものとする。

平成 28 年 5 月 23 日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

1、取得する財産の種類等はしご付消防ポンプ自動車 1 台。

2、取得価格 2 億 2,032 万円。

3、契約の相手方 福岡市中央区長浜二丁目 3 番 40 号 愛知ポンプ工業株式会社 代表取締役 緒方健一。

次に、提案理由でございます。

宗像消防署に配置するはしご付消防ポンプ自動車を購入するため、平成 28 年 4 月 28 日指名競争入札により、契約の相手方を定めたが、その者と、物品売買契約を締結する

に当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 19 年宗像地区事務組合条例第 29 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回、はしご付消防ポンプ自動車の取得価格は 2,000 万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約案件となりますことから、提案をさせていただいたものであります。

参考資料としまして、主な資料と納入期限を記載しております。

自動車の詳細につきましては、この後、消防の方から説明をさせていただきます。

また、入札状況につきまして、本日配付させていただいております。

説明資料、右方に議案第 27 号資料といたしまして、表題がはしご付消防ポンプ自動車の取得についてという資料がございます。

よろしくお願ひします。

資料の下の方の欄に、入札年月日と入札結果を記載しております。

当組合へ登録がございます 5 社のうち、1 社が辞退をいたしまして、残り 4 社によりまして 4 月 28 日に指名競争入札を執行いたしました。

その結果、1 回目の入札で、愛知ポンプ工業株式会社が最低金額を入札し、落札が決定しております。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○門脇消防長

議長。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

消防長の門脇でございます。

私の方から、今回、納入予定のはしご車の性能等について、資料中心に簡単に説明させていただきたいと思います。

今回のはしご車の性能につきましては、消防専用シャシでございまして、エンジンは水冷 4 サイクル 6 気筒ディーゼル最高出力が 270 キロワット、乗車定員は 6 人でございます。

はしごの特徴といたしましては、地上高 30.12 メートル、起立角度につきましては、マイナス 10 度から 75 度までということでございます。

バスケットの最大許容荷重、これはバスケットの中にどれだけの人たちが乗れるか、

重さが耐えうるかということで、400 キログラムということで、現在まで使用しておりましたはしご車が 180 キログラムでございますので、その約 3 倍弱ということでございます。

特に 3 点目でございますが、今回のはしご車は先端屈折機能ということで、はしごを直伸させて、先端部分、約 2.5 メートルのところから、マイナス 80 度まで屈折するということで、特に直伸性と違いまして、より救助の時にテラスを越えて相手側の屋上等に進入が可能というような特徴を持っております。

なお現在の消防車両は、平成 5 年 9 月 24 日に配置されたものでございまして、走行距離につきましては、3 万 5,000 キロということで、まだまだ距離数はあがっておりますが、22 年と 8 月経過しております。

耐用年数等あるいは、修理等の部品調達ができないということも、踏まえて今回のはしご車の選定に至ったわけでございます。

以上でございます。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

はい、石松議員。

○石松議員

質問というよりも、この落札業者の実態というか、ネットの情報で得られる分だけ得ました。

この業界は、慣例なのかわかりませんけれども、今回の落札者の愛知ポンプ工業株式会社さんというのは、株式会社モリタさんの特約代理店ですね。

いわゆるモリタさんからシャシと言いますか、ポンプ車を購入して、それに若干、いろいろプラスマイナスするかわかりませんけれども、そういう形で納入するということだろうと思います。

その後は、もう情報はネットに会社の概要とかで、社歴から全部わかりますので、そうしますと、こちらは組合の方に登録している業者が 5 社だという話でした。

そうすると、こういった実態が、この業界もある意味当たり前だと。

だからとやかく言っても仕方がないことなのか、それとも一般的には、当然こういう金額であれば、一般競争入札で、幅広く適正に競争していただくのが常識なわけすけども、そうは言いながらも、この業界この業界でいろいろとあるでしょう。

ですから、この消防自動車等の業界は狭い業界で、こういうことがあるのかなという気もするのですけど、その実態について、私は落札者がどうのこうのということありませんが、いわゆる業界の常識というか、だからこういった入札はやむを得ないという

ことであれば、その旨説明していただけると思います。
よろしくお願ひします。

○吉田議長

はい、門脇消防長。

○門脇消防長

消防長の門脇でございます。

今、御質問ございました、消防車両については、特に今回のはしご車については、今回の業者 5 社について、通常こういう形になっているのかという御質問だったと思います。

このことにつきましては、今、御質問いただいたとおり、消防車両につきましては、日本の車社会におきましても、本当に全国の 740 弱の消防本部の中での車両になりますので、本当に需要が少ない車両でございます。

その中で、はしご車については、主にこういう 5 社が扱っております。

救急車については、トヨタさんとか日産さんとか、そのシャシによって個別の取扱業者が特徴ある業者ということで選定になると思います。

この 5 社については、他の本部等への納入状況等を鑑みまして、今回はこのような 5 社になったわけですが、基本的には消防車両によりまして、やはり特定された業者になってくるというのが現状でございます。

以上でございます。

○吉田議長

いいですか。

石松議員。

○石松議員

業界もこれが常識だということで、新たに認識をしました。

それと情報公開資料で、予定価格が非公開。

そして、最低制限価格は非設定ということになっております。

こういった、通常の工事請負等とは違いますので、また委託等とは違いますので、こういう形で、こういう大きな金額でも予定価格は設定を非公開ということになっているのだと思いますし、その辺のことについて、少し事務方のほうで説明いただきますか。

○吉田議長

安部局長。

○安部事務局長

はい、通常工事等につきましては、予定価格を、今、当事務組合では公表させていただいております。

それから、最低制限価格については、非公開という形でやっておりますけども、物品の場合の入札におきましては、予定価格は一応設定いたしますが、非公開という形で、また、最低制限価格を設けないという形で、通常、物品のほうでは取扱いをさせていただいておりますので、今回その方法に従ってということでございます。

○吉田議長

石松議員。

○島津議員

今の局長の話の後段のところですけれども、それは条例規則等にそのように書いてあったかどうか確認してください。

○吉田議長

はい、中山係長。

○中山係長

企画財政係長の中山でございます。

予定価格の公表につきましては、宗像地区事務組合入札及び契約の公表に関する規定というところで定めておりまして、予定価格の部分につきましては、130万円を超える工事について、入札の公告または指名の際に公表すると定めております。

公表については、建設工事のみということで規定をしております。

以上です。

○吉田議長

永島議員。

○永島議員

はしご自動車の免許取得者についてということで、質問がそぐわないかもわかりませんけど、特殊車両ということで、これはいつでも出動しなければいけないですよね。

夜中でもいつでも、緊急な時はですね。

それで、今の消防署員の中で、この車も運転できる人は、何人くらいおられるのですか。夜中でも当直の方は、必ず一人は運転する方が、おらなければ出動できないと思う

のですが、何人くらい運転免許証持っておられるのですか。

普通車では到底運転できないと思うのですが、そういう特殊車両の免許を持った方はどのくらいおられるか教えて頂きたい。

○吉田議長

はい、門脇消防長。

○門脇消防長

はい、お答えいたします。

まずは、道路交通法上でいう運転につきましては、大型になりますので、大型取得者については、職員は通常勤務しております救助隊が運用しておりますので、8名程度各班におります。

あとは現場の操作につきましては、救助隊中心に動きますので、6名から8名程度の24時間体制の職員で従事できるような体制をとっております。

以上でございます。

○吉田議長

永島議員。

○永島議員

それでは8人で当直をするということは、ゼロということはないということですね。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

はい、ゼロということではなく、365日すべて配置しております。

以上でございます。

○吉田議長

他にございませんか。

末吉議員。

○末吉議員

今回の入札結果についてですが、入札そのものを落札されたのは、最低価格を入札した業者に契約を結ぶという案件ですね。

それで、お聞きしたいのは、こういうはしご付消防ポンプ自動車という、特殊な機能を持つ車両で、かつ、2億を超えるという高額なものについて、比較検討する場合に、価格だけで評価できるものなのかどうか。

要するに、普通の自動車ですと、汎用性、社会一般に普及しているという車の場合は、排気量だとか、燃費だとか、安全性が高いというような機能がトータル的に評価されて、その中で、最低金額が提示されているものが選ばれると思うのですけども。

恐らく、今回、具備すべき機能を仕様書で謳われて、それに対応した入札をされていると思うのですが、当然メーカーが違いますから、仕様書での機能をクリアされている車は、クリアした上に、こういう余力があります。あるいは能力がありますという、アピール度が多分各社によって違うと思うのですよね。

その評価はどういうふうにされたかが、ちょっと疑問です。

入札の場合に、もう一つ競争入札の中ではなくて、いわゆる性能評価という形で、入札業者選定するケースがございます。

これは、選考の委員会を設置して、総合的に選考すると、いわゆる金額だけじゃない、具備すべき能力に対して、評価を加えて、総合的な点数で落札者を決めるというやり方をする場合があると思うのですけども、今回そのケースに極めて近いのではないかと思うのですが、そういう検討はされなかったのですか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

まず今、お尋ねいただいた分については、各社の特徴、いわゆるアピール性について、検討はしなかったかということになると思いますけども、まず、今回の入札は指名競争入札ということで、いわゆるプレゼン方式は一切とっておりません。

ただ仕様につきましては、最低こういう要素を基準として網羅していただきたいということを仕様に載せました。

その後、契約の後につきましては、やはりその業者の特徴性を持った、仕様書の中で細部にあらわすことができていないものについては、各業者の特徴を得た、当然契約金額の中で、機能的に充実するものであれば、その方向で使用を細部に亘って詰めていく予定でございます。

ただ、各社の特徴、アピールにつきましては、特にその検討しなかった分につきましては、やはりこれはできると思いますということのプレゼン方式ですと、現場活動において、そういう内容ではないということの部分が、不明確になりますので、特にはしご車等消防車両につきましては、先に導入している消防本部との状況を踏まえまして、確実な最低限の中から今回の車両特定に至っております。

以上でございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

今の御答弁話を聞きますと、落札された金額だけで評価されてないと聞こえるのですよ。

過去の他の消防署で、運用されているはしご車の機能を持てるか持てないかということが安に評価されているような気がするのですけども。

そういう意味で、今回この落札をした業者を選定した理由が、市民にやっぱりもう少し明確になるような選定のやり方については、工夫すべきでないかと思うのですが、今後の問題として考えていただけたらいいと思います。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

はい、今後につきましては、そのことも含めて検討してまいりたいと思います。

まず、今回の車両の納入させていただきました後につきましては、配置の後でも、各市民に広報紙等につきまして、先端屈折の特徴性のある、そしてより良い安全に救助体制が構築できるということも踏まえまして、できるだけ広く広報してまいりたいと思います。

以上でございます。

○吉田議長

他にありませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論終結いたします。

これより第27号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題を終了いたします。

本会議中誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが御異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。

これをもちまして本日の日程は終了いたしました。

よって、平成 28 年第 2 回臨時会を閉会いたします。

閉 会 10 時 30 分